

定 款

令和6年度



東京ハイヤー・タクシー交通共済協同組合

制定	昭和47年3月17日	認可	(72東陸自1旅2第1287号)
改正	昭和49年6月26日	変更認可	(74東陸自1旅2第3006号)
	昭和51年6月22日	変更認可	(76東陸自1旅2第5233号)
	昭和52年7月14日	変更認可	(77東陸自1旅2第3481号)
	昭和54年6月12日	変更認可	(79東陸自1旅2第4706号)
	昭和55年6月17日	変更認可	(80東陸自1旅2第3473号)
	昭和56年6月24日	変更認可	(81東陸自1旅2第5568号)
	昭和57年6月10日	変更認可	(82東陸自1旅2第4749号)
	昭和60年6月12日	変更認可	(関自旅2第4598号)
	平成3年6月10日	変更認可	(関自旅2第4792号)
	平成8年6月25日	変更認可	(関自旅2第5808号)
	平成12年6月19日	変更認可	(関自旅2第3429号)
	平成15年7月7日	変更認可	(関自旅二第361号)
	平成19年9月19日	変更認可	(関自旅二第761号)
	平成21年5月29日	変更認可	(関自旅二第259号)
	平成24年2月14日	変更認可	(関自旅二第2584号)
	平成25年7月2日	変更認可	(関自旅二第485号)
	令和3年8月31日	変更認可	(3産労商調定第252号)
	令和6年7月26日	変更認可	(6産労商調定第226号)

目 次

第 1 章	総 則	1
第 2 章	事 業	2
第 3 章	組 合 員	2
第 4 章	出資及び持分	5
第 5 章	役員、顧問及び職員	5
第 6 章	総会、理事会及び委員会	8
第 7 章	会 計	11
第 8 章	検 査	13
第 9 章	解 散	13
	役員選任規約	18

定 款

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本組合は、組合員の相互扶助の精神に基づき、交通共済事業等を行うことにより、組合員の経営の安定と社会的、経済的地位の向上を図ることを目的とする。

(名 称)

第2条 本組合は、東京ハイヤー・タクシー交通共済協同組合と称する。

(地 区)

第3条 本組合の地区は、東京都、千葉県、埼玉県、茨城県、群馬県、栃木県及び山梨県の区域とする。

(事務所の所在地)

第4条 本組合の事務所は、東京都千代田区におく。

(公告方法)

第5条 本組合の公告は、本組合の掲示場に掲示してする。

(規約及び共済規程等)

第6条 この定款で定めるもののほか、必要な事項は、規約、共済規程及び共済約款で定める。

2 規約、共済規程及び共済約款の設定及び変更は、総会の議決を経て、共済規程は所管行政庁の認可を受けるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、規約、共済規程及び約款の変更のうち軽微な事項並びに関係法令の改正（条項の移動等当該法令に規定する内容の実質的な変更を伴わないものに限る。）に伴う規定の整理については、総会の議決を要しないものとする。この場合、総会の議決を要しない事項の範囲、変更の内容について、文書により通知するとともに、第5条の規定によるものとする。

4 共済事業に関する賠償金の査定並びに会計処理に関する事項は、それぞれ査定基準並びに経理基準をもって定め、その設定及び変更については、総会の議決を経るものとする。

第2章 事 業

(事 業)

第7条 本組合は、第1条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 組合員の交通事故による人身損害及び対物損害に対する共済
- (2) 組合員に所属する役員及び従業員の死亡・業務上後遺障害に対する共済
- (3) 損害保険会社の営む各種損害保険事業の代理店業務
- (4) 交通事故と事故防止に関する情報の提供及び知識の普及を図るための安全教育
- (5) 交通事故処理に関する相談、助言及び医療機関の斡旋並びに知識の普及を図るための教育及び情報の提供
- (6) 組合員に対する福利厚生
- (7) 前各号推進に必要な業務

(共 済 掛 金)

第8条 本組合は、前条第1項第1号及び第2号の事業を行うため、組合員から共済掛金を徴収する。

(共済金額の削減及び共済掛金の追徴)

- 第9条 本組合は、共済事業に損失を生じた場合であって、積立金その他の取崩しにより補てんすることができない場合は、総会の議決により共済金を削減し又は共済掛金を追徴することができるものとする。
- 2 共済金の削減は、損失金をその事業年度に支払う共済金総額と個々の共済契約者等に支払う共済金との割合により、個々の共済契約者に割り当てて行うものとする。
 - 3 共済掛金の追徴は、損失金をその事業年度の各共済契約者より徴収する共済掛金の総額と各共済契約者より徴収する共済掛金との割合により、各共済契約者に割り当てて行うものとする。

第3章 組 合 員

(組合員の資格)

第10条 本組合の組合員たる資格を有する者は、次の各号の要件を備えたものとする。

- (1) 道路運送法に基づく一般乗用旅客自動車運送事業を営営する事業者であること。
- (2) 組合の地区内に事業所を有すること。

(加 入)

第11条 組合員たる資格を有する者は、本組合の承諾を得て、組合に加入することができる。

2 本組合は、加入の申し込みがあったときは、理事会においてその諾否を決する。

(加入者の出資払い込み)

第12条 前条第2項の承諾を得た者は、遅滞なく、その引き受けようとする出資の全額の払い込みをしなければならない。ただし、持分の全部又は一部を承継することによる場合は、この限りでない。

(相 続 加 入)

第13条 死亡した組合員の相続人が、事業承継後30日以内に組合に加入の申し出をしたときは、前2条の規定にかかわらず、被相続人死亡のときに組合員になったものとみなす。

(自 由 脱 退)

第14条 組合員は、あらかじめ本組合に通知したうえで、事業年度の終りにおいて脱退することができる。

2 前項の通知は、事業年度の末日の90日前までに、その旨を記載した書面でしなければならない。

(除 名)

第15条 本組合は、次の各号の一に該当する組合員を除名することができる。この場合において本組合は、その総会の会日の10日前までに、その組合員に対し、その旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 出資の払い込み、その他本組合に対する義務を怠った組合員
- (2) 本組合の事業を妨げ、又は妨げようとした組合員
- (3) 本組合の事業の利用について不正の行為をした組合員
- (4) 犯罪その他信用を失う行為をした組合員（ただし、交通事犯による被処罰者を除く。）

(脱退者の持分の払戻し)

第16条 組合員が脱退したときは、組合員の本組合に対する出資額（本組合の財産が出資の総額より減少したときは、当該出資額から当該減少額を各組合員の出資額に応じて減額した額）を限度として持分を払い戻すものとする。ただし、除名による場合は、その半額とする。

(使用料又は手数料)

第17条 本組合は、その行う事業について使用料又は手数料を徴収することができる。

2 前項の使用料又は手数料の額は、規約で定める額を限度として、理事会で定める。

(出資口数の減少)

第18条 組合員は、次の各号の一に該当するときは、事業年度の終りにおいてその出資口数の減少を請求することができる。

- (1) 事業を休止したとき
- (2) 事業の一部を廃止したとき
- (3) 共済契約車両を廃車したとき
- (4) その他特にやむを得ない理由があるとき

2 本組合は、前項の請求があったときは、理事会において、その諾否を決する。

3 出資口数の減少については、第16条（脱退者の持分の払戻し）の規定を準用する。

(組合員名簿の作成、備置き及び閲覧等)

第19条 本組合は、組合員名簿を作成し、各組合員について次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 氏名又は名称（法人組合員にあっては、名称及びその代表者名並びに資本金の額又は出資の総額及び常時雇用する従業員の数）及び住所又は居所
- (2) 加入の年月日
- (3) 出資口数及び金額並びにその払込みの年月日

2 本組合は、組合員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

3 組合員及び組合の債権者は、本組合に対して、その業務取扱時間内はいつでも、組合員名簿の閲覧又は謄写の請求をすることができる。この場合においては、本組合は、正当な理由がないのにこれを拒むことができない。

4 組合員は、次の各号の一に該当するときは、7日以内にその旨を記載した書面をもって本組合に届け出なければならない。

- (1) 氏名及び名称（法人組合員にあっては、名称及びその代表者名）又は事業を行う場所を変更したとき
- (2) 事業の全部又は一部を休止し、若しくは廃止したとき
- (3) 資本金の額又は出資の総額が3億円を超え、かつ、常時使用する従業員の数が300人を超えたとき

(過 怠 金)

第20条 本組合は、次の各号の一に該当する組合員に対し総会の議決により過怠金を課するこ

とができる。この場合において本組合は、その総会の会日の10日前までに、その組合員に対してその旨を通知し、かつ総会において弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 第15条第1号から第3号までに掲げる行為のあった組合員
- (2) 前条の規定による届け出をせず、又は虚偽の届け出をした組合員
(会計帳簿等の閲覧等)

第21条 組合員は、総組合員の10分の1以上の同意を得て、本組合に対して、その業務取扱時間内はいつでも、会計帳簿又はこれに関する資料の閲覧又は謄写の請求をすることができる。この場合においては、本組合は、正当な理由がないのにこれを拒むことができない。

第4章 出資及び持分

(出資1口の金額)

第22条 出資1口の金額は5,000円とする。

(出資の割当)

第23条 1組合員30口とし、共済事業に加入する車両1台につき3口とする。

(出資の払い込み)

第24条 出資は、一時に全額を払い込まなければならない。

(延滞金)

第25条 本組合は、組合員が使用料、手数料、過怠金その他本組合に対する債務を履行しないときは、履行の期限の到来した日の翌日から履行の日まで年利15%の割合で延滞金を徴収することができる。

(持分)

第26条 組合員の持分は、本組合の正味財産につき、その出資口数に応じて算定する。

2 持分の算定に当たっては、100円未満の端数は切り捨てるものとする。

第5章 役員、顧問及び職員

(役員の数)

第27条 役員の数、次のとおりとする。

- (1) 理事 35人以上40人以内

(2) 監 事 2人又は3人

(役員任期)

第28条 役員任期は、次のとおりとする。

(1) 理 事 2年又は任期中の第2回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間。
ただし、就任後第2回目の通常総会が2年を過ぎて開催される場合にはその総会の終結時まで任期を伸長する。

(2) 監 事 2年又は任期中の第2回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間。
ただし、就任後第2回目の通常総会が2年を過ぎて開催される場合にはその総会の終結時まで任期を伸長する。

2 補欠（定数の増加に伴う場合の補充を含む。）のため選出された役員任期は、現任者の残任期間とする。

3 理事又は監事の全員が、任期満了前に退任した場合において新たに選出された役員任期は、第1項に規定する任期とする。

4 任期の満了又は辞任によって退任した役員は、その退任により、前条に定めた理事又は監事の定数の下限の員数を欠くこととなった場合には、新たに選出された役員が就任するまでなお役員としての職務を行う。

(員外役員)

第29条 役員のうち、組合員又は組合員たる法人の役員でない者は、理事については5人、監事については1人を超えることができない。

(理事長、副理事長、専務理事の選出及び職務)

第30条 理事のうち1人を理事長、4人を副理事長、1人を専務理事とし、理事会において選出する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長が事故又は欠員のときは、あらかじめ理事会において定める順位に従い、その職務を代理し又は代行する。

3 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐して本組合の常務を執行し、理事長及び副理事長がともに事故又は欠員のときは、その職務を代理し又は代行する。

(代表理事の職務等)

第31条 理事長を代表理事とする。

2 理事長は、本組合の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有し、本組合を代表し、本組合の業務を執行する。

- 3 任期の満了又は辞任により退任した理事長は、新たに選任された理事長が就任するまで、なお理事長としての権利義務を有する。
- 4 本組合は、理事長その他の代理人が、その職務を行う際、他人に加えた損害を賠償する責任を有する。
- 5 理事長の代表権に加えた制限は善意の第三者に対抗できない。
- 6 理事長は、総会の議決によって禁止されないときに限り特定の行為の代理を他人に委任することができる。
- 7 本組合は、代表理事以外の理事に副理事長その他本組合を代表する権限を有するものと認められる名称を付した場合には、当該理事がした行為について、善意の第三者に対してその責任を負う。

(監事の職務)

第32条 監事は、いつでも、会計の帳簿及び書類の閲覧若しくは謄写をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

- 2 監事は、その職務を行うためとくに必要があるときは、本組合の業務及び財産の状況を調査することができる。

(理事の忠実義務)

第33条 理事は、法令、定款及び共済規程の定め並びに総会の決議を遵守し、本組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

(役員を選任)

第34条 役員を選任は、総会の議決による。

- 2 前項の議決は、推薦会議において推薦された者（以下「候補者」という。）について行う。
- 3 推薦会議は、別表に掲げる地域毎に同表に掲げる人数の推薦委員をもって構成する。
- 4 推薦委員は、前項の地域に属する組合員を代表するものとして当該地域に属する組合員の過半数の承認を得て選出する。
- 5 推薦会議が役員候補者を決定する場合は、その構成員の過半数が出席し、その3分の2以上の多数の賛成がなければならない。
- 6 第1項の議決は、無記名投票によって行う。ただし、総会において出席者の議決権の3分の2以上の多数による議決により投票以外の方法を定めた場合はその方法による。
- 7 2人以上の理事又は監事を選任する場合にあっては、第1項の議決は、候補者を区分して行ってはならない。
- 8 役員を選任に関する事項は、本条で定めるもののほか規約で定める。

(役員報酬)

第35条 役員に対する報酬は総会において定める。

(常任顧問、顧問及び相談役)

第36条 本組合に常任顧問、顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 常任顧問は、本組合の発展に特に功績のあった者のうちから、顧問は、組合に功績を有する者あるいは学識経験を有する者のうちから、また相談役は、組合に功労を有する者のうちから、理事会の議決を経て理事長が委嘱をする。

(職員)

第37条 本組合は、別に定める規定により職員を置くことができる。

- 2 本組合の職員は、理事長が任免する。

第6章 総会、理事会及び委員会

(総会の招集)

第38条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 通常総会は、毎事業年度終了後3月以内に、臨時総会は、必要があるときはいつでも、理事会の議決を経て、理事長が招集する。

(総会招集の手続)

第39条 総会の招集は、会日の10日前までに到達するように、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した書面を各組合員に発してするものとする。また、通常総会の招集に際しては、決算関係書類、事業報告書及び監査報告を併せて提供するものとする。

- 2 前項の書面をもってする総会招集通知の発出は、組合員名簿に記載したその者の住所（その者が別に通知を受ける場所を本組合に通知したときはその場所）に宛てて行う。
- 3 第1項の規定による書面をもってする総会招集通知は、通常到達すべきであったときに到達したものとみなす。
- 4 総会において、役員を選任を行う場合には、第1項の通知書に第34条第2項の規定により推薦された候補者の氏名を記載しなければならない。
- 5 第1項の規定にかかわらず、本組合は、組合員全員の同意があるときは招集の手続きを経ることなく総会を開催することができる。

(臨時総会の招集請求)

第40条 総組合員の5分の1以上の同意を得て臨時総会の招集を請求しようとする組合員は、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事会に提出するものとする。

(書面又は代理人による議決権の行使)

第41条 組合員は、第39条第1項の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。この場合は、その組合員の親族若しくは常時使用する使用人又は他の組合員でなければ代理人となることができない。

2 代理人が代理することができる組合員の数は、4人以内とする。

(総会の議事)

第42条 総会の議事は、中小企業等協同組合法（以下「法」という。）に特別の定めがある場合を除き、総組合員の半数以上が出席し、その議決権の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長が決する。

(総会の議長)

第43条 総会の議長は、総会ごとに、出席した組合員又は組合員たる法人の代表者のうちから選任する。

(緊急議案)

第44条 総会においては、出席した組合員（書面又は代理人により議決権を行使する者を除く。）の3分の2以上の同意を得たときに限り、第39条の規定によりあらかじめ通知のあった事項以外の事項についても議案とすることができる。

(総会の議決事項)

第45条 総会においては、法又はこの定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 借入金残高の最高限度
- (2) その他理事会において必要と認める事項

(総会の議事録)

第46条 総会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成するものとする。

- 2 前項の議事録には、少なくとも、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - (1) 招集年月日
 - (2) 開催の日時及び場所

- (3) 理事・監事の数及び出席理事・監事の数並びにその出席方法
- (4) 組合員数及びその出席者数並びにその出席方法
- (5) 出席理事の氏名
- (6) 出席監事の氏名
- (7) 議長の氏名
- (8) 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名
- (9) 議事の経過の要領及びその結果（議案別の議決の結果、可決、否決の別及び賛否の議決権数）
- (10) 監事が報告した会計に関する議案又は決算関係書類に関する調査の結果の内容の概要（理事会の招集権者）

第47条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が事故又は欠員のときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、副理事長が、理事長及び副理事長がともに事故又は欠員のときは、専務理事が、理事長、副理事長及び専務理事がともに事故又は欠員のときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、他の理事が招集する。
- 3 前2項の規定にかかわらず、理事は、必要があると認めるときは何時でも、理事長に対し、会議の目的たる事項を記載した書面を提出して、理事会を招集すべきことを請求することができる。
- 4 前項の請求をした理事は、同項の請求をした日から5日以内に、その請求の日より2週間以内の日を会日とする理事会の招集通知が発せられないときは、みずから理事会を招集することができる。

（理事会の招集手続）

第48条 理事長は、理事会の日の1週間前までに、各理事に対してその通知を発しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

（理事会の決議）

第49条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数で決する。

- 2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。
- 3 理事は、書面により理事会の議決に加わることができる。
- 4 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理

事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

5 理事が理事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

（理事会の議決事項）

第50条 理事会は、法又はこの定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に提出する議案
- (2) その他業務の執行に関する事項で理事会が必要と認める事項

（理事会の議長及び議事録）

第51条 理事会においては、理事長がその議長となる。

2 理事会の議事録は、法令で定めるところにより、書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した理事及び監事は、これに署名し、又は記名押印するものとし、電磁的記録をもって作成した場合には、出席した理事及び監事は、これに電子署名を付するものとする。

（審査委員会）

第52条 本組合は、第7条第1項第1号及び第2号の共済事業を行うにあたり、共済責任の有無・共済金額等について不服の申し出を審決するため、審査委員会を設置する。

- 2 審査委員会の委員は、理事長が選任するものとする。
- 3 審査委員会は、組合員10名以内及び学識経験者2名以内をもって構成する。
- 4 審査委員会の委員の任期は、第28条第1項第1号の規定を準用する。

（その他の委員会）

第53条 本組合は、その事業の執行に関し、理事会の諮問機関として委員会を置くことができる。

2 委員会の種類、組織及び運営に関する事項は、共済規程で定める。

第7章 会 計

（事業年度）

第54条 本組合の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終るものとする。

（法定利益準備金）

第55条 本組合は、出資総額に相当する金額に達するまでは、毎事業年度の利益剰余金（ただ

し、前期繰越損失がある場合には、これをてん補した後の金額。以下、第58条及び第59条において同じ。)の5分の1以上を法定利益準備金として積み立てるものとする。

2 前項の準備金は、損失のてん補に充てる場合を除いては、取り崩さない。

(資本準備金)

第56条 本組合は、減資差益(第16条ただし書の規定によって払戻しをしない金額を含む。)は、資本準備金として積み立てるものとする。

(再評価積立金)

第57条 本組合は、資産を再評価したときは、その差額を再評価積立金として積み立てるものとする。

(特別積立金)

第58条 本組合は、毎事業年度の利益剰余金の10分の1以上を特別積立金として積み立てるものとする。

2 前項の積立金は、損失のてん補に充てるものとする。ただし、出資総額に相当する金額を超える部分については、損失がない場合に限り、総会の議決により損失のてん補以外の支出に充てることができる。

(法定繰越金)

第59条 本組合は、第7条第4号及び第5号の事業(教育情報事業)の費用に充てるため、毎事業年度の利益剰余金の20分の1以上を翌事業年度に繰り越すものとする。

(支払準備金及び責任準備金)

第60条 本組合は、共済事業の適確な運営をはかるため、経理基準の定めるところに従って支払準備金及び責任準備金を積み立てるものとする。

(配当又は繰越し)

第61条 毎事業年度の利益剰余金(毎事業年度末決算において純益金から総損金を控除した金額)に前期の繰越利益又は繰越損失を加減したのから、第55条の規定による法定利益準備金、第58条の規定による特別積立金及び第59条の規定による法定繰越金を控除してなお剰余があるときは、総会の議決によりこれを組合員に配当し、又は翌事業年度に繰り越すものとする。

(配当の方法)

第62条 前条の配当は、総会の議決を経て、事業年度末における組合員の出資額、若しくは組合員がその事業年度において組合の事業を利用した分量に応じてし、又は事業年度末における組合員の出資額及び組合員がその事業年度において組合の事業を利用した分量に応じてするものとする。

2 事業年度末における組合員の出資額に応じてする配当は、年1割を超えないものとする。

(損失金の処理)

第63条 損失金のおてん補は、特別積立金、法定利益準備金、資本準備金、再評価積立金の順序に従ってするものとする。

(余裕資金の運用)

第64条 本組合は、資産の運用を次の方法により行う。

(1) 銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫、信用金庫、信用金庫連合会、信用協同組合又は農業協同組合連合会、漁業協同組合連合会で預金若しくは貯金の受入れをすることができるものへの預金、貯金又は金銭信託（元本に損失を生じた場合、これを補てんする契約のあるものに限る。）

(2) 国債又は地方債

(3) 次に掲げる有価証券

① 特別の法律により法人の発行する債券及び金融債

② 償還及び利払の遅延のない物上担保付又は一般担保付の社債

③ 金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所をいう。）

に上場されている株式会社が発行する社債（②に掲げるものを除く。）（取得時において信用格付業者（金融商品取引法第66条の27に規定する信用格付業を行う法人をいう。）

により、BBB格相当以上の格付が付与されているものに限る。）

④ 日本銀行が発行する出資証券

⑤ 株式会社商工組合中央金庫が発行する株式

2 前項の資金の運用は、一つの金融機関に集中しないようにしなければならない。

また、前項第3号③に掲げる方法で運用する資産は、前項の第1号から第3号までの合計額の100分の20以内とする。

3 本組合は、第三者のために資産を担保に供してはならない。

第8章 検 査

(自治監査)

第65条 本組合は、毎年2回以上監事により、共済事業の運営並びに会計処理状況について自治監査を受けるものとし、その結果を理事会へ通知するものとする。

第9章 解 散

(解 散)

第66条 本組合は、次の事由により解散する。

- (1) 総会の議決
- (2) 組合の破産
- (3) 所管行政庁の解散命令

2 本組合が解散したときは、破産の場合を除いては、理事が清算人となる。ただし、総会において他の者を選任したときは、この限りでない。

(別 表)

地 域	定 数
東 京 都	12 人
千葉県、埼玉県、茨城県、群馬県、栃木県及び山梨県	1 人

この定款は、令和6年6月11日開催の第52回通常総会において定款の一部変更を議決し、令和6年7月26日東京都知事の変更認可を受けた。

役員選任規約

役員選任規約

(目的)

第1条 本組合の役員を選任は、中小企業等協同組合法及び定款に定めるもののほか、この規約の定めるところにより行う。

(役員を選任)

第2条 任期の満了に伴う役員を選任は、その任期が終了する日の前30日以内又はその日の後10日以内に行う。

2 補欠のための役員を選任は、これを行うべき事由が生じた日から2月以内に行う。ただし、欠員数が定数の3分の1以内の場合は、次の総会まで補欠のための選任を行わないことができる。

(推薦委員の選出)

第3条 推薦会議の推薦委員を選出する場合は、理事長はあらかじめ地域ごとに定められた組合員に、選出の日時及び選出の方法を通知し、推薦委員を選出するよう指示する。

2 前項の通知を受けた組合員は、推薦委員選出後すみやかに、推薦委員の氏名及び住所を記載した書面を理事長に提出するものとする。

(推薦会議)

第4条 推薦会議は、理事長が招集する。

2 推薦会議の議長は、推薦委員のうちから互選する。

3 役員候補者の推薦は、役員を選任を行う総会会日の15日前までに役員候補者の氏名及び住所を記載した書面を推薦会議の議事録とともに理事長に提出して行わなければならない。

4 前項の推薦は、理事及び監事を区分して行わなければならない。

5 推薦会議は、役員候補者を推薦する場合は、あらかじめ役員候補者の承諾を得ておかなければならない。

(議決の方法)

第5条 役員選任の議決は、総会において無記名投票によって行う。ただし、総会において出席者の議決権の3分の2以上の多数による議決により投票以外の方法を定めた場合はその方法による。

(投票用紙)

第6条 役員選任の議決の投票は、様式第1号の投票用紙による。

(投票管理人)

第7条 役員選任を投票により行う場合は、総会において投票管理人を選出する。ただし、役員候補者は、投票管理人となることができない。

2 前項の投票管理人の数は、原則として3人以上とする。

(開票結果の報告)

第8条 投票管理人は、投票を点検し、その結果を議長に報告しなければならない。

(書面による議決権の行使)

第9条 組合員は、役員の選任について書面をもって議決権を行使しようとするときは、本組合に対し投票用紙及び様式第2号の投票用封筒の交付をうけ、投票用紙に賛否を表示し、これを投票用封筒に封入し、総会会日の前日までに本組合に到達するよう提出しなければならない。

2 理事長は、第1項の規定により投票用封筒が提出されたときは、総会会日の日までこれを保管し、総会の場で議長に引き渡さなければならない。

(投票の無効)

第10条 次の各号に掲げる投票は、無効とする。

- (1) 所定の投票用紙を用いないもの
- (2) 賛否の確認のし難いもの

[様式第1号] 投票用紙

(表)

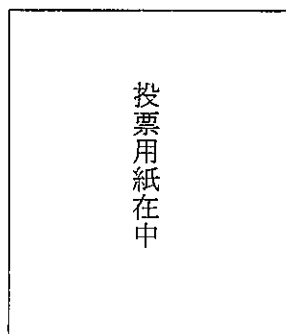
投票 用 紙

(裏)

賛 成	反 対
(つけて下さい。) 該 当 欄 に ○ 印 を	

[様式第2号] 投票用封筒

(表)



(裏)

